

平成24年11月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第46079号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月14日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 太 田 賢 志
同 五 反 章 裕

[REDACTED]
被 告 第一商品株式会社
同代表者代表取締役 土 肥 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 門 間 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 小 金 沢 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 田 泽 [REDACTED]
上記4名訴訟代理人弁護士 川 戸 淳 一 郎

主 文

1 被告第一商品株式会社は、原告に対し、金1067万5656円及びこれに対する平成20年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告門間[REDACTED]は、原告に対し、被告第一商品株式会社と連帶して、金678万2086円及びこれに対する平成20年9月10日から支払い済みまで

年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告小金沢■は、原告に対し、被告第一商品株式会社と連帶して、金384万3570円及びこれに対する平成20年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告の被告第一商品株式会社、被告門間■及び被告小金沢■に対するその余の請求を棄却する。
- 5 原告の被告田澤■に対する請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、原告について生じた費用の10分の6、被告第一商品株式会社について生じた費用の5分の3、被告門間■及び被告小金沢■について生じた費用の各4分の3並びに被告田澤■について生じた費用の全部を原告の負担とし、原告について生じた費用の10分の2及び被告第一商品株式会社について生じた費用の5分の2を被告第一商品株式会社の負担とし、原告について生じた費用の10分の1及び被告門間■について生じた費用の4分の1を被告門間■の負担とし、原告について生じた費用の10分の1及び被告小金沢■について生じた費用の4分の1を被告小金沢■の負担とする。
- 7 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、金2659万9140円及びこれに対する平成20年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告第一商品株式会社（以下「被告会社」という）で商品先物取引及び外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という）を行った原告が、一連の取引において、被告らには、適合性原則違反、新規委託者保護育成義務違反、説明義務違反及び一任売買等の違法行為があった旨主張して、被告らに対し、

不法行為（被告会社については、固有の不法行為責任のほか、使用者責任も選択的に主張する）に基づく損害賠償として、損金相当額合計2418万9140円と弁護士費用相当額241万円の合計2659万9140円及びこれに対する不法行為の後である平成20年9月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 爭いがない事実

(1) 当事者

ア 原告は、昭和12年10月25日生まれの男性であり、現在は、無職で、年金受給者である。

イ 被告会社は、商品取引所法上の許可を受けた商品取引員であり、また、第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業の登録を受けた金融商品取引業者であり、貴金属の現物販売業を営んでいる。

被告門間■（以下「被告門間」という）、被告小金沢■（以下「被告小金沢」という）及び被告田澤■（以下「被告田澤」という）は、本件当時、被告会社埼玉支店の従業員であった。

(2) 本件先物取引及び本件FX取引

ア 原告は、平成20年3月25日から同年8月12日までの間、被告会社で、商品先物取引を行った（以下「本件先物取引」という）。本件先物取引の経過及び内容は、別紙1建玉分析表（先物・全銘柄）記載のとおりである。

本件先物取引の担当者は、被告門間であった。

イ 原告は、同年4月30日から同年9月10日までの間、被告会社で、外国為替証拠金取引（以下「本件FX取引」という）を行った。本件FX取引の経過及び内容は、別紙2建玉分析表（FX取引・全通貨）及び別紙3売買損益状況表（FX取引・全通貨）記載のとおりである。

本件FX取引の担当者は、被告小金沢及び被告田澤であった。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、本件先物取引及び本件FX取引（以下、これらの取引を併せて「本件取引」という）において、被告らに違法行為が認められるか及び過失相殺である。

【原告の主張】

(1) 適合性原則違反

ア 原告は、本件取引開始当時、70歳の年金生活者であり、平成14年5月31日から、うつ病を患い通院加療中であった。また、原告は、本件取引を開始するまで、現物株式や投資信託の取引経験があるのみで、リスクの高い投機的取引を行った経験はなく、本件においても、被告会社へ連絡を取ったのは金地金の購入を検討するためであって、商品先物取引をする意向はなかった。以上のとおり、原告の年齢、病歴に鑑みれば、そもそも、原告は、過度に投機的な商品先物取引・FX取引を行うに足りる理解、判断能力を有していなかった。

そして、本件先物取引は4種類の商品を、本件FX取引は7種類の通貨を対象としているが、わずか5か月程度の取引期間に全く取引経験のなかった原告が、合計11種類もの投資対象について、各商品・通貨の価格変動要因、特性等を理解、判断、分析したうえで、自ら投機的取引を行うことなど到底不可能であった。

イ 原告が、わずか5か月程度の間に、本件取引によって失った生活資金は約2418万円にものぼり、これは年収（受給年金）の9倍以上にあたるのであって、原告の財産状況に照らしても不適当である。

ウ 被告門間は、金地金の購入の希望を持っていた原告に対して、原告のその意向を無視し、積極的に商品先物取引の勧誘を行い、原告をリスクの高い本件先物取引に引きずり込んでいる。

また、被告小金沢は、FX取引について知識も経験もなかったことから

取引を開始することをためらっていた原告に対し、その意向を何ら配慮することなく、原告をリスクの高い本件FX取引に引きずり込んでいる。

エ 以上のとおり、被告らは、リスクの高い商品先物取引及びFX取引についての投資経験及び知識を有せず、かつ、そのようなリスクの高い取引を行う意向を有していなかった原告に対して勧誘したうえ、原告の財産状況に照らして不適合な取引を行わせて、その生活資金の大部分を喪失させているのであるから、被告らの行為が適合性原則に著しく反するものであることは明らかである。

(2) 断定的判断の提供

ア 被告門間は、本件先物取引の勧誘時に、「原油が上がれば金も上がります」、本件先物取引開始後に、「今後、穀物相場が急騰します。金を売つて、コーンを買えば絶対にもうかります」「原油がまた上がってきたので、もう一度金を買った方がよいと思います」「南アフリカの鉱山労働者がストを行っているので、希少金属が品薄になっています。中国の需要が旺盛なこともあって希少金属相場が上がるることは必至です。希少金属であるパラジウムは絶対買うべきです」「南アフリカの電力事情が悪くなって鉱山機械が稼働しなくなったので白金の相場が上がってきます。白金を買った方がよいですよ」等と原告に申し向け、相場判断が確実に思惑どおりに推移し、利益を確実に得ることができる旨の断定的判断を提供して取引を勧誘した。

イ 被告小金沢は、本件FX取引勧誘時に、「自分たちに任せておいてもらえば、最適な通貨ペアを選択して必ずもうけられるようにします」「金利差を利用して儲けられるシステムもあるので、絶対に損をさせません」等と原告に申し向け、相場判断が確実に思惑どおりに推移し、利益を確実に得ることができる旨の断定的判断を提供して取引を勧誘した。

(3) 説明義務違反

ア 被告門間は、原告に対し、「原油が上がれば金も上がります」「先物はもうかります」等断定的判断を交えつつ、「お取引のリスクに関する説明（金の場合）」をして商品先物取引の内容について話をしたが、商品先物取引・委託のガイド（以下「ガイド」という）、受託契約準則（以下「準則」という）、取引管理運用の手引き（以下「先物手引き」という）については、「このようなものがありますよ」と言って渡しただけで、その内容については説明を一切しなかった。また、被告門間は、審査部の審査にあたり、「私がメモを書くから、■さん（原告）はそのとおり答えてくれればいいです」等と原告に申し向け、原告に審査部からの質問に対して回答をさせている。

以上によると、被告門間には、そもそも、商品先物取引の仕組みとその危険性について、原告に説明して理解してもらおうとの考えがなかったことは明らかであり、被告門間の説明義務違反は顕著である。

イ 被告小金沢は、FX取引について、原告に対し、「自分たちに任せておいてもらえば最適な通貨ペアを選択して必ず儲けられるようにします」「金利差を利用して儲けられるシステムもあるので、絶対に損はさせません」等と断定的判断を交えつつ、「チャレンジャー・スワップ月間金利実績表」を示しながらスワップ金利の内容について話をしたり、「ロスカット制度取引約款」を見せてロスカット制度について話をしたりしたが、理解することが困難なこれらの制度についてわかりやすく説明をしなかった。また、チャレンジャー・取引ガイド（以下「FXガイド」という）や外国為替証拠金取引契約約款（以下「FX約款」という）については、これらの書面を渡しただけで、これらの書面を用いて取引内容やリスクについての説明をしなかった。さらに、被告小金沢は、原告に対し、被告会社の行うFX取引は相対取引であること及び相対取引は被告会社と原告との間に利益相反関係が生じる可能性が高いことについても説明しなかった。

以上によると、被告小金沢には、そもそも、FX取引の仕組みと危険性及び被告会社と原告との間に利益相反関係が生じる可能性が高いことについて、原告に説明して理解してもらおうとの考えがなかったことは明らかであり、その説明義務違反は顕著である。

(4) 新規委託者保護育成義務違反（取引未習熟者保護育成義務違反）

ア 原告には、商品先物取引及びFX取引の経験が全くなかったから、未だこれらの取引についての十分な理解がなく、保護、育成されるべき取引未習熟者であった。

イ 原告は、本件先物取引を始めてわずか6日後である平成20年3月31日には、ガイドラインの定める建玉制限の上限である金17枚を建玉させられている。その後も、金の建て落ちを繰り返し、本件FX取引を開始する直前である同年4月22日には再びガイドラインの建玉制限の上限である金17枚が建っている状態になり、同年5月20日までその状態は維持された。

それにもかかわらず、原告は、被告小金沢及び黒川（以下「黒川」という）の勧誘により、同年4月30日に本件FX取引を開始させられ、同日、原告は、被告小金沢の指示どおりに米ドル1枚、ユーロ1枚、豪ドル2枚の新規の買玉を建てさせられ、2週間後の同年5月14日にも、被告小金沢の指示どおりに英ポンド1枚、NZドル3枚、カナダドル3枚の新規の買玉を建てさせられている。

ウ 新規委託者の保護育成義務の趣旨からすると、商品先物取引とFX取引を別個のものとして同義務違反の有無を判断するべきではなく、両取引を全体として見て判断するべきである。そうすると、本件においては、本件先物取引ではもはや建玉を増やすことができない状態になった原告に本件FX取引を開始させ、年金生活者である原告に対し、その年収の9倍以上の損害（約2418万円）を被らせてているのであって、形式的にも実質

的にも、新規委託者保護育成義務違反は明らかである。

(5) 無断売買

本件FX取引において、原告は、FX取引をやっていたという認識はあるものの、被告小金沢や被告田澤に、取引の対象となる通貨、売付け又は買付けの区別、新規又は仕切り区別、取引数量等の具体的指示をしたという認識（記憶）が全くない。

したがって、本件FX取引については、原告が取引の注文をしたと評価することはできず、被告小金沢や被告田澤が無断売買をしたというべきである。

(6) 一任売買

原告には、商品先物取引及びFX取引の経験がなく、取引にかかる商品や通貨の知識も全くないことから、本件先物取引及び本件FX取引について自ら的判断をする前提を欠いていた。それにもかかわらず、本件では、わずか5か月程度の取引期間中に、本件先物取引については4種類、本件FX取引については7種類、合計11種類もの商品、通貨を取り引の対象としているのであるから、これらの投資対象について、原告が自ら価格変動要因、特性等を理解、判断、分析した上で取引を行うことなど到底不可能であった。

被告門間、被告小金沢及び被告田澤は、原告の無理解に乘じ、複数商品について取引を行わせることにより、原告の意思に基づいて取引をすることを不可能にさせ、被告らの指示、判断に従って原告に取引を行わせたのである。

よって、本件取引は、一任売買か、少なくとも実質的な一任売買であって、被告会社従業員らの受託行為の違法性は明らかである。

(7) 被告らの責任

以上のとおり、被告会社従業員には、本件取引において、適合性原則違反、新規委託者保護育成義務違反（取引未習熟者保護育成義務違反）、説明義務違反、無断売買・一任売買などの違法行為があつたところ、これらの違法行為は、被告会社として組織的に業として行われたものであつて、被告会社は、

本件取引により原告が被った損害について、固有の不法行為責任を負い、また、仮に固有の不法行為責任が認められないとしても、被告門間、被告小金沢及び被告田澤の違法行為が被告会社の業務の執行としてなされたことは明らかであるから、使用者責任を負う。

また、本件は、全体として一つの不法行為であるから、その一部を担った被告門間、被告小金沢及び被告田澤も、本件取引により原告が被った全損害について不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(8) 過失相殺

被告会社従業員らの勧誘、受託の違法性は顕著であり、また、被告らの違法行為の悪質性は極めて高いので、本件において、過失相殺をすることは許されない。

【被告らの主張】

(1) 適合性原則違反について

ア 原告は、本件先物取引開始時点（平成20年3月）において、自己の流動資産額を4100万円と申告し、また、本件FX取引開始時点では、自己の流動資産を5000万円と申告している。

また、原告は、本件先物取引開始時点で70歳であって、平成17年5月に経産省が作成したガイドラインの年齢目安である75歳を超えていない。

よって、原告の資産及び年齢の観点からは、原告に不適格性要素はない。

イ 原告が、本件取引開始当時並びに本件取引継続中に、うつ状態により投資判断が不可能な状況にあったとは認められない。

また、原告及びその家族は、被告会社に対し、原告がうつ病で通院中であることを申告しておらず、被告従業員と原告との会話の状況からも、被告会社が原告の本件取引を回避すべき事情は見いだせない。

ウ 原告は、[REDACTED]短期大学卒業後、東証一部上場の[REDACTED]に勤

務してプロジェクト全体の工事費の積算を行う業務等に長期間従事し、その後は東証2部上場の[]において海外プラント工事費の積算業務を行っていたのであって、社会的に金融取引及び相場取引に参加できない要素は存在しない。

また、原告は、本件取引以前に、株式取引及び投資信託取引を通じて投資損失を被った経験を有していた。

エ 以上によれば、被告らの行為に、適合性原則違反はない。

(2) 断定的判断の提供について

争う。

原告の主張事実は否認する。

(3) 説明義務違反について

争う。

なお、店頭FX取引は顧客と被告会社との相対取引であるが、被告会社は、平成17年7月以前から、カウンターパーティ（第三者）に顧客との取引をフルカバーしているから、実質的な利益相反関係にはない。

(4) 新規委託者保護育成義務違反（取引未習熟者保護育成義務違反）について
争う。

(5) 無断売買について

争う。

原告の主張事実は否認する。

(6) 一任売買について

争う。

原告の主張事実は否認する。

(7) 結論

以上のとおり、被告らの行為に違法性はなく、仮に、被告らの行為に違法性が認められるとしても、原告には自己責任原則を許容できる要素が多々存

在しております、被告らの責任は1割を超すことはない。

第3 当裁判所の判断

1 上記争いがない事実に証拠（甲1, 3ないし6, 24, 25, 27, 乙A1, 5の1及び2, 6ないし8, 10ないし13, 15, 乙B1, 5ないし12, 証人黒川, 被告田澤, 被告門間, 原告）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告の経歴、収入、投資経験及び病歴

ア 原告は、昭和12年■月■日生まれの男性で、■短期大学機械科を卒業後、株式会社■で59歳まで積算の仕事をし、その後は、62歳まで■株式会社で石油精製装置の工程管理の仕事をし、67歳まで株式会社■でビルのメンテナンスの仕事をし、現在は無職であり、年金（年間約260万円）を受給している。

イ 原告は、本件取引を始めるまで、株式の現物取引及び投資信託の投資経験を有していたが、商品先物取引及びFX取引の投資経験はなかった。

ウ 原告は、平成14年5月31日から、■県立精神医療センターで、うつ病と診断され、通院加療中である。

本件先物取引を開始する前及び本件先物取引中に、原告は、被告会社に対し、うつ病に罹患している旨申告したことはなく、他方、被告会社は、原告に対し、病歴を尋ねたことはない。

(2) 本件先物取引を始めた経緯及びその内容

ア 原告は、被告会社が金地金を販売していることを知り、平成20年3月10日ころ、インターネット広告から被告会社のホームページにアクセスして、金取引入門、マンガで分かる金地金の買い方、資産防衛（小冊子）の資料請求をし、被告会社は、これに応じて金地金に関する資料である上記3冊の資料を原告に送付した。

なお、被告門間は、原告が金地金と金先物取引の資料を被告会社に請求

した旨供述しているが、被告らの平成23年3月11日付第1準備書面において、上記3冊の資料は、金地金の資料である旨主張していることに照らし、被告門間の上記供述は信用することができない。

イ 被告門間は、同月14日ころ、原告に電話で、被告会社の会社案内、某種業態の説明を行い、商品先物取引の勧誘を行いたい旨告知し、その意思確認をし、商品先物取引に関するセミナーの案内をし、同月17日に原告宅を訪問する旨の約束をした。

ウ 被告門間は、同月17日午後5時ころ、原告を訪問し、原告に対し、「お取引のリスクに関する説明（金の場合）」を用いて、商品先物取引についての説明をし、原告は、同書面により被告門間から説明を受け、商品先物取引に内在する危険性等について十分理解した旨の記載がなされている同書面に署名押印した。被告門間は、同日、ガイド及び準則を原告に渡した。原告は、同日午後6時ころ、被告会社から商品先物取引に関する勧誘の告知を受け、また勧誘を受ける意思表示をした上で、被告会社から交付された準則及びガイドにより、商品先物取引についての説明を受け、その内容を理解しました旨の記載がなされている「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」と題する書面に署名押印し、これを被告門間に渡した。

エ 被告門間は、同月19日、再度原告を訪問し、商品先物取引の内容を説明し、原告は、同日、準則及びガイドにより、商品先物取引についての説明を受け、その内容を理解しました旨の記載がなされている「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」と題する書面に署名押印し、これを被告門間に渡した。

オ 原告は、同月22日、被告会社の商品先物取引に関するセミナーに参加した後、取引口座開設申込書に、流動資産として、①現金・預貯金600万円、②有価証券等0円、③その他3500万円、投資可能金額700万

円と記入して、被告会社にこれを提出した。また、原告は、同日、「私は、先物取引の適合性原則に照らし、不適当と認められる勧誘の対象者ですが、先物取引のルール、リスクを理解しており、商品先物取引を行いたい。投資可能金額が損失となっても、生活に支障はない。流動資産として、武蔵野銀行に600万円の預貯金、野村證券に3500万円の投資信託がある」旨の申出書を作成し、これを被告に提出した。

カ 同月24日、被告会社審査部の西山係長は、電話で原告と会話をし、原告が商品先物取引について適合性を有するか否かの審査をしたが、その際、被告門間は、原告宅を訪問しており、原告とテーブルを挟んで向かい合わせに座っていた。原告は、上記審査終了後、約諾書及び通知書に署名押印して被告会社に提出し、本件先物取引が開始されることになった。

キ 同月25日、原告は、被告会社に本件先物取引の資金として500万円を送金し、金15枚の買玉を新規に建てて本件先物取引を開始した。

本件先物取引の内容は、別紙1建玉分析表（先物・全銘柄）記載のとおりであり、原告は、本件先物取引（平成20年3月25日から同年8月12日までの取引）において、金のほか、コーン、パラジウム及び白金の合計4種類の商品の取引を行い、1545万5215円の損害を被った。

(3) 本件FX取引を始めた経緯及びその内容

ア 原告は、スワップ金利等、FX取引に興味を持ち、平成20年4月下旬ころ、被告会社に対し、FX取引の資料を請求し、被告会社は、FX取引についての資料を原告に送付した。

イ 原告は、同月28日、被告会社の埼玉支店を訪れ、被告会社埼玉支店の外為事業部長である黒川（以下「黒川」という）から、原告の担当者である被告小金沢同席の下、FX取引についての説明を受けた。同日、被告会社は、FXガイド及びFX約款を原告に渡し、原告は、FXガイドについて説明を受け、FX取引の特徴、取引の仕組み及び内容、リスクにつ

いて十分理解したのでこの確認書を差し入れます旨の記載がなされている「確認書」に署名押印の上、これを被告会社に提出した。また、原告は、同日、取引口座開設の申し込みと被告会社審査部の確認・審査を受けるにあたり、FX取引における注意事項や重要事項について十分な説明を受け、その内容を理解しましたので確認書を提出します旨の記載がなされている「確認書II」に署名押印して、これを被告会社に提出した。

原告は、同日、外国為替取引口座開設申込書に、流動資産5000万円（現金預貯金4000万円、有価証券1000万円）、商品先物取引について被告会社で現在取引中等の記載をし、これを被告会社に提出した。

被告会社審査部の西山係長は、同日、原告と面会して、原告がFX取引について適合性を有するか否かの審査をした。原告は、上記審査終了後、外国為替証拠金取引約諾書及び通知書に署名押印して被告会社に提出し、本件FX取引が開始されることになった。

ウ 原告は、同月30日、被告会社に本件FX取引の資金として500万円を送金し、米ドル1枚、ユーロ1枚、豪ドル2枚の買玉を新規に建てて本件FX取引を開始した。

本件FX取引の経過及び内容は、別紙2建玉分析表（FX取引・全通貨）及び別紙3売買損益状況表（FX取引・全通貨）記載のとおりであり、原告は、本件FX取引（平成20年4月30日から同年9月10日までの取引）において、合計7種類の外国通貨について取引を行い、873万3925円の損害を被った。

エ 本件FX取引の担当者は、被告小金沢が平成20年7月末に被告会社を退社するまでは被告小金沢であり、それ以降は被告田澤であった。

2 以上を前提に、争点について検討する。

(1) 適合性原則違反について

商品先物取引及びFX取引は、リスクの極めて大きい投機的取引であるか

ら、取引勧誘者が、顧客の知識、経験、情報収集・分析能力、投資意向、資産に照らし、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を勧誘して、これを行わせた場合には、適合性原則に違反し、不法行為法上も違法となるものと解される。

そこで、本件取引において、適合性原則違反が認められるかについて検討する。

ア　原告は、本件取引開始時において、無職の年金受給者（年間約260万円）であるから、経済産業省が商品取引に対して出している商品取引に委託者の保護に関するガイドラインに照らし、原則、勧誘不適者であった。

そして、原告は、本件取引を開始する70歳になるまで、商品先物取引及びFX取引を行った経験がなく、株式の現物取引及び投資信託の投資経験しかなかったところ、商品先物取引及びFX取引は、いずれも株式の現物取引及び投資信託と比べて、その仕組みが複雑困難であり、かつ、危険性ないしリスクの極めて大きな取引であるから、原告の投資経験は、先物取引及びFX取引を開始するのに十分な経験であるということはできない。

さらに、原告は、本件取引開始当時、うつ病に罹患しており、商品先物取引及びFX取引を行う適格性に疑問があるところ、原告が本件取引開始当時70歳と高齢であることや原告が、上記のとおり、ガイドラインによれば原則として勧誘不適者であったことからすると、被告会社としては、原告の病歴を確認するのが適切な適格性審査であったというべきところ、被告会社は原告の病歴を確認していない。

イ　また、原告の職歴を見ると、原告は、積算の仕事などいわゆる技術的な仕事に従事してきており、経済や金融取引とは余り縁のない職業生活を送ってきたものと認められる。この点について、証拠（乙B12）によれば、原告は、平成20年4月28日に行われた被告会社審査部の西山係長によるFX取引についての適格性審査において、西山係長から、「取引に関する



て何か質問がありますか」と質問されたのに対し、「私、元々理数系なんですから」「ま一本本当に経済にはあまり今まで無かったんですけども」などと答えていたが、原告のこの発言は、上記事実を率直に述べたものであると評価することができる。

そうすると、原告の職歴は、必ずしも、商品先物取引及びF X取引を行うことについて、適合性を有するということはできない。

ウ 次に、原告の投資意向を見ると、もともと、原告は、被告会社に対して金地金の資料を請求していることから明らかのように、仕組みが単純で、比較的リスクも小さい金地金と取引をしようと考えていたところ、証拠(甲27、原告)によれば、被告門間の勧誘により、金の先物取引することになったと認めるのが相当である。

なお、この点について、被告門間は、原告は初めから商品先物取引を行う意思を有していた旨供述する。しかしながら、上記のとおり、もともと、原告が被告会社に対して金地金の資料を請求していることに加え、証拠(乙A11)によれば、原告は、平成20年3月24日に行われた被告会社審査部の西山係長による商品先物取引についての適格性審査において、西山係長から商品先物取引を始めようと考えた理由について質問されたのに対し、「株式はとてももう私じゃ勉強しきれないと思って、安全サイドで投資信託を行った」「財産として、10パーセントから5パーセント位は金も持つてた方がよいというようなことが本に書いてあったことから、恐る恐る手を出したということです」などと答えていたが、原告のこの発言は、原告が、被告門間から勧誘されるまでは、金地金の取引を始めようと考えていたことを強く窺わせるものであると評価することができる。よって、被告門間の上記供述を信用することはできない。

そうすると、原告の投資意向に反する商品先物取引及びF X取引を勧誘することは、適合性原則に反するというべきである。

エ さらに、原告の知識及び能力について見ると、原告は、商品先物取引について、被告門間から、「お取引のリスクに関する説明（金の場合）」を用いて、商品先物取引についての説明を受け、また、準則及びガイドの交付を受けている（被告らの主張によれば、準則及びガイドを用いた説明を受けた）にもかかわらず、証拠（甲27、乙A11、原告）によれば、原告は、商品先物取引の仕組みやリスクについて、十分に理解しないまま本件先物取引を行ったと認めるのが相当である。

なお、被告らは、原告は商品先物取引の仕組みやリスクについて十分な理解をした上で、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」に署名押印してこれを被告会社に提出した旨主張し、被告門間は、この供述にそう供述をしている。しかしながら、原告は、平成20年3月24日に行われた被告会社審査部の西山係長による商品先物取引についての適格性審査において、上記ウのとおり、「株式はとてももう私じゃ勉強しきれないと思って、安全サイドで投資信託を行った」「財産として、10パーセントから5パーセント位は金も持ってた方がよいというようなことが本に書いてあったことから、恐る恐る手を出したということです」等と発言しているが、原告のこの発言は、原告が商品先物取引の仕組みやリスクを十分に理解していないことを窺わせるものであるし、また、原告は、上記適格性審査において、商品先物取引の仕組みやリスクについて、「ちょっとピントこない所がありますが、門間さんがいろいろフォローしてくれるという話なので、安心している」などとも発言しているところ、原告のこの発言は、原告が商品先物取引の仕組みやリスクを十分に理解していないことを率直に述べたものであると評価することができる。よって、被告門間の上記供述は信用することができず、被告会社の上記主張は採用することができない。

また、FX取引についても、原告は、黒川からFX取引についての説明

を受け、被告会社からFXガイド及びFX約款を渡された（被告らの主張によれば、FXガイド及びFX約款を用いて説明を受けた）にもかかわらず、証拠（甲27、乙B12、原告）によれば、原告は、FX取引の仕組みやリスクを十分に理解しないまま本件FX取引を行ったものと認めるのが相当である。

なお、被告らは、原告はFX取引の仕組みやリスクについて十分な理解をした上で、「確約書」及び「確認書II」に署名押印してこれを被告会社に提出している旨主張し、証人黒川はこの主張にそう供述をする。しかしながら、証拠（乙B12）によれば、原告は、平成20年4月28日に行われた被告会社審査部の西山係長によるFX取引についての適格性審査において、西山係長からのどのような通貨の取引をしようと考えているかとの質問に対し、「安全性を重視するということですね」と答えたり、西山係長からの十分注意をしながら取引をして欲しいとの発言に対して、「安全な通貨を選ぶようにする」と答えているが、原告のこの発言は、原告がFX取引の仕組みやリスクについて十分な理解をしていないことを窺わせるものである。また、証拠（乙B12）によれば、上記のほかにも、原告が、上記審査において、FX取引の仕組みやリスクについて十分な理解をしていないことを窺わせる発言をしていることが認められる。よって、証人黒川の上記供述は信用することができず、被告らの上記供述は採用することができない。

以上によれば、原告は、商品先物取引及びFX取引についての十分な知識を有せず、かつ、商品先物取引及びFX取引をするための十分な能力を有していなかったというべきである。

オ 以上のア及びエによれば、原告が、本件取引開始時の流動資産について、被告会社に対して4100万円ないし5000万円と申告しており、原告の供述によっても、原告がその程度の流動資産を有していたと認められる

ことを考慮しても、本件取引における被告会社の従業員らの行為は、適合性原則に反し、違法であるということができる。

(2) 断定的判断の提供について

本件全証拠によっても、被告会社の従業員が、原告に対し、原告が主張するような断定的判断の提供をしたと認めることはできない。

(3) 説明義務違反について

ア 商品先物取引及びFX取引は、リスクの極めて大きい投機的取引であるから、取引勧誘者は、取引の仕組みやリスク等について、被勧誘者の理解力に応じた説明を尽くすべき義務があり、この義務に違反した場合には不法行為法上も違法となるものと解される。

イ そこで、本件取引において、被告らが上記説明義務を尽くしたかについて検討する。

上記(1)エで認定説示したように、原告は、商品先物取引及びFX取引の仕組みやリスクについて十分な理解をしていないまま本件先物取引及び本件FX取引を行っており、また、原告は、平成20年3月24日に行われた被告会社審査部の西山係長による商品先物取引についての適格性審査及び平成20年4月28日に行われた被告会社審査部の西山係長によるFX取引についての適格性審査において、商品先物取引及びFX取引の仕組みやリスクについて十分に理解していないことを窺わせる発言をしていることからすると、被告会社の従業員らは、原告において、商品先物取引及びFX取引の仕組みやリスクについて十分に理解していないことを知りながら、被告らが負っている説明義務を尽くさずに、原告に本件先物取引及び本件FX取引を行わせたと認めるのが相当であり、他にこの認定を左右する証拠はない。

なお、原告は、商品先物取引について、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」に

署名押印してこれを被告会社に提出しており、また、FX取引について、「確約書」及び「確約書Ⅱ」に署名押印してこれを被告会社に提出しているが、本件取引をしたいとの思いから、原告において、商品先物取引及びFX取引の仕組みやリスクを十分に理解していなかつたにもかかわらず、上記各文書に署名押印してこれを被告会社に提出することは十分に考えられることである。したがって、上記の事実は、上記認定を左右するものではない。

(4) 新規委託者保護育成義務違反（取引未習熟者保護育成義務違反）について

ア 商品先物取引及びFX取引は、リスクの極めて大きい投機的取引であるから、取引勧誘者は、新規委託者ないし取引未習熟者が、取引開始当初の習熟期間中に不測の損害を被らないように、取引の数量を抑制する等して新規委託者ないし取引未習熟者を保護育成する義務を負い、取引勧誘者がこの義務に違反した場合には、不法行為法上違法となるものと解される。

イ そこで、本件取引において、新規委託者保護育成義務違反（取引未習熟者保護育成義務違反）が認められるかについて検討する。

(ア) 原告は、本件取引を開始するまで、商品先物取引及びFX取引をした経験がなかつたのであるから、原告が新規委託者ないし取引未習熟者に該当する。

(イ) そして、原告は、別紙1建玉分析表（先物・全銘柄）記載のとおり、本件先物取引を開始してから6日目である平成20年3月31日には、商品先物取引についてのガイドラインが定める建玉数の上限である金17枚の建玉をし、また、同年4月22日には、再びガイドラインが定める建玉数の上限である金17枚の建玉をし、その状態は、同年5月20日に金5枚を仕切るまで維持されていた。

他方、原告は、別紙2建玉分析表（FX取引・全通貨）記載のとおり、同年4月30日に本件FX取引を開始し、同日、米ドル1枚、ユーロ1

枚、豪ドル2枚の買玉を新規に建て、同年5月14日に英ポンド1枚、NZドル3枚、カナダドル3枚の買玉を建てている。

したがって、本件取引について全体として新規委託者保護義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反の有無を判断することが許されるのであれば本件取引には同義務違反が認められることになる。

(ウ) そこで、本件取引について全体として新規委託者保護義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反の有無を判断することが許されるかについて検討する。

この点について、証拠（乙B9、証人黒川、被告門間）及び弁論の全趣旨によれば、被告門間は、原告から、被告会社でFX取引を開始するということを聞いてこれを認識しており、また、黒川及び被告小金沢は、原告から、被告会社で本件先物取引を行っていることを聞いてこれを認識していたこと及び被告門間、黒川及び被告小金沢は、本件先物取引と本件FX取引とは別個の取引であるから、本件取引について全体として新規委託者保護義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反が問題になることはない旨認識していたことを認めることができる。

しかしながら、被告門間が、原告において、被告会社でFX取引を開始すると認識しており、黒川及び被告小金沢が、原告において、被告会社で本件先物取引を行っていることを認識していた以上、新規委託者保護義務ないし取引未習熟者保護義務の趣旨に照らし、本件取引について全体として、同義務違反の有無を判断するのが相当であるというべきである。

(エ) よって、被告会社の従業員らの行為について、新規委託者保護義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反を認めることができる。

(5) 無断売買について

証拠（乙B13ないし15、証人黒川、被告田澤、原告）及び弁論の全趣

旨によれば、本件FX取引は、原告の意思に基づいて行われたものと認められる。

よって、無断売買の主張は理由がない。

(6) 一任売買について

証拠（乙A14ないし16、乙B13ないし16、証人黒川、被告門間、被告田澤）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引において、原告は、本件先物取引については被告門間のアドバイスに、本件FX取引については被告小金沢及び被告田澤のアドバイスに、それぞれ基づいて取引を行っているが、原告は、被告門間、被告小金沢及び被告田澤のいうがままに本件取引を行つたのではなく、不十分ながらも、最終的には自己の判断で具体的な注文をして本件取引を行つたものと認めるのが相当である。

よって、本件取引を一任売買ないし実質的な一任売買であると認めることはできないので、一任売買の主張は理由がない。

(7) 被告らの責任について

ア 被告会社

本件取引について、被告会社の従業員らの行為には、適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護育成義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反が認められるところ、証拠（証人黒川、被告門間、被告田澤）及び弁論の全趣旨によれば、被告会社の従業員らの行為は、被告会社の営業方針に基づいて行われたものと認めることができる。

よって、被告会社は、本件取引により原告が被つた全損害について、固有の不法行為責任を負う。

イ 被告門間

被告門間には、本件先物取引について、適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護育成義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反が認められるので、被告門間は、本件先物取引により原告が被つた損害について、

被告会社と連帶して、不法行為責任を負うというべきである。

なお、原告は、本件は全体として一つの不法行為であるから、被告門間も本件取引により原告が被った全損害について不法行為責任を負う旨主張するが、被告門間は、本件FX取引については関与していないので、本件FX取引により原告が被った損害については責任を負うことはない。

ウ 被告小金沢

被告小金沢には、本件FX取引について、適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護育成義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反が認められるので、被告小金沢は、本件FX取引により原告が被った損害について、被告会社と連帶して、不法行為責任を負う。なお、被告小金沢は、平成20年7月末に被告会社を退社し、その後になされた本件FX取引には関与していないが、被告小金沢の上記違法行為と本件FX取引により原告が被った全損害との間に相当因果関係の存在を認めることができるというべきである。

また、原告は、本件は全体として一つの不法行為であるから、被告小金沢も本件取引により原告が被った全損害について不法行為責任を負う旨主張するが、被告小金沢は、本件先物取引については関与していないので、本件FX取引により原告が被った損害については責任を負うことはない。

エ 被告田澤

被告田澤は、平成20年7月末に被告小金沢が被告会社を退社した後、本件FX取引の担当者になったこと並びに本件FX取引の経過及び内容に鑑みると、被告田澤に適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護育成義務違反ないし取引未習熟者保護義務違反を認めることはできないというべきである。

よって、被告田澤は、不法行為責任を負わない。

(8) 過失相殺について

ア まず、原告が本件取引開始時において約4000万円から5000万円の流動資産を保有していたこと、原告が株式の現物取引及び投資信託の投資経験を有していたこと及び原告の職歴などに照らし、原告は、商品先物取引及びFX取引を行うことについて、全く適合性を有しないとまでは認められないこと並びに原告が、不十分ながらも、最終的には自己の判断で本件取引を行っていることからすると、本件不法行為をもって極めて悪質であるということはできないので、原告に過失が認められる場合には、過失相殺をすることが許されるというべきである。

イ そこで、原告に過失を認めることができるかについて検討するに、原告が最終的には自己の判断で本件取引を行っていること、原告が、被告会社従業員らによる商品先物取引及びFX取引の仕組みやリスクについての説明を十分に理解することができなかつたにもかかわらず、これを理解した旨の書面を被告会社に提出して本件取引を開始していること、原告がうつ病に罹患していることを被告会社に告知していないことなどの点に、原告の過失を認めることができる。

そして、本件弁論に顕れた一切の事情を考慮し、原告の過失割合は6割と認めるのが相当である。

(9) まとめ

ア 被告会社について

本件取引により原告が被った損金相当額は、2418万9140円であるから、6割の過失相殺をした上で、弁護士費用相当額100万円を加え、被告会社は、原告に対し、1067万5656円及びこれに対する不法行為後である平成20年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

イ 被告間について

本件先物取引により原告が被った損金相当額は、1545万5215円

であるから、6割の過失相殺をした上で、弁護士費用相当額60万円を加え、被告門間は、原告に対し、被告会社と連帶して、678万2086円及びこれに対する不法行為後である平成20年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

ウ 被告小金沢について

本件FX取引により原告が被った損金相当額は、873万3925円であるから、6割の過失相殺をした上で、弁護士費用相当額35万円を加え、被告小金沢は、原告に対し、被告会社と連帶して、384万3570円及びこれに対する不法行為後である平成20年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

第4 結論

よって、原告の本件請求のうち、被告会社、被告門間及び被告小金沢に対する請求は、主文1項ないし3項の限度で理由があるから、これらを認容し、被告会社、被告門間及び被告小金沢に対するその他の請求及び被告田澤に対する請求は、理由がないからこれを棄却することとする。

東京地方裁判所民事第49部

裁 判 官 飯 淵 健 司

別紙 /

(先物)

金銭柄

建玉分析表

特定売買判定方法: ハタチ (全件に判定) ?/竹有、不0、董植無、商品単独、限月無視、合算:無し リト:約定日+商品銘柄+場所+免注日時+登録N o

1/ 2頁v6.8

No.	約定日付	商品名	場所	限月	種段	約定金額	赤数	売委 手玉	買 手玉	買 買数	売 済	買残	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益	差引損益累計	
1	2008/03/25	東工一金	12:40	2009/02	3005	45,075,000	新	15	0	15	0	0	15	0	15	0	0	
2	2008/03/31	東工一金	17:06	2009/02	3024	6,048,000	新	2	0	17	0	0	17	0	17	0	0	
3	2008/04/08	東工一金	09:19	2009/02	3057	15,335,000	5 仕			0	12	310,000	87,000	87,000	4,350	4,350	218,650	
4	2008/04/10	東工一金	17:07	2009/02	3059	15,265,000	5 仕			5	0	17	0	17	0	0	0	
5	2008/04/17	東工一金	09:14	2009/02	3109	6,218,000	2 仕			0	15	170,000	34,800	121,800	1,740	1,740	133,460	
6	2008/04/22	東工一金	09:14	2009/02	3062	6,124,000	2 仕			2	0	17	0	17	0	0	0	
7	2008/05/20	東工一金	09:08	2009/02	3055	15,275,000	5 仕			0	12	250,000	87,000	208,800	4,360	4,360	51,760	
8	2008/05/21	東コーン	前1節	2009/05	40620	10,155,000				5	0	17						
9	2008/05/22	東コーン	後2節	2009/05	41100	10,215,000				5	0	22						
10	2008/06/28	東コーン	前3節	2009/05	41320	10,330,000	5 仕			0	17	175,000	17,000	225,800	850	850	157,150	
11	2008/05/29	東工一金	10:03	2009/04	3060	9,180,000				3	0	20						
12	2008/06/09	東コーン	前2節	2009/05	44530	11,132,500	5 仕			0	15	867,500	17,000	242,800	850	850	839,650	
13	2008/06/10	東工一バラ	16:47	2009/04	1477	1,477,000				2	0	17						
14	2008/06/10	東工一バラ	16:47	2009/04	1478	739,000				1	0	18						
15	2008/06/10	東工一バラ	16:47	2009/04	1478	1,478,000				2	0	20						
16	2008/06/12	東工一金	09:40	2009/02	3051	15,255,000	5 仕			0	15	-10,000	87,000	329,800	4,350	4,350	-101,350	
17	2008/06/16	東工一バラ	12:40	2009/04	1609	1,609,000	2 仕			0	13	132,000	11,600	341,400	580	580	119,820	
18	2008/06/16	東工一バラ	12:40	2009/04	1609	804,500	1 仕			0	12	65,500	5,800	347,200	290	290	59,410	
19	2008/06/18	東工一バラ	12:47	2009/04	1609	1,609,000	2 仕			0	10	131,000	11,600	358,800	580	580	118,820	
20	2008/06/19	東工一金	12:47	2009/04	3067	15,435,000				5	0	15						
21	2008/06/23	東工一金	17:04	2009/04	3148	31,480,000	2 仕			10	0	25						
22	2008/06/24	東工一金	17:27	2009/02	3110	6,220,000				0	23	96,000	393,600	393,600	1,740	1,740	59,460	
23	2008/06/24	東工一バラ	17:25	2009/04	1666	4,165,000				5	0	28						
24	2008/06/26	東工一金	10:28	2009/02	3101	15,505,000	5 仕			0	23	480,000	87,000	480,600	4,350	4,350	386,650	
25	2008/06/26	東工一金	10:29	2009/04	3106	9,318,000	3 仕			0	20	138,000	52,200	532,800	2,610	2,610	83,190	
26	2008/06/26	東工一金	10:29	2009/04	3106	15,530,000	5 仕			0	15	95,000	87,000	619,800	4,350	4,350	3,650	
27	2008/06/26	東工一金	0:29	2009/04	3106	31,060,000	10 仕			0	5	-420,000	174,000	793,800	8,700	8,700	-602,700	
28	2008/06/26	東工一金	10:29	2009/06	3111	46,665,000				15	0	20						
29	2008/07/01	東工一白金	17:23	2009/06	7097	17,517,500				5	0	25						
30	2008/07/02	東コーン	前2節	2009/07	46880	12,220,000				5	0	30						
31	2008/07/04	東工一金	09:20	2009/06	3228	16,140,000	5 仕			0	25	585,000	87,000	880,800	4,350	4,350	493,650	
32	2008/07/04	東工一白金	05:23	2009/06	6632	17,080,000				5	0	30						
33	2008/07/05	東工一白金	09:22	2009/04	1549	1,549,000	2 仕			9	28	-117,000	11,600	892,400	580	580	-129,180	
34	2008/07/05	東工一白金	17:25	2009/04	1548	2,322,000	3 仕			0	25	-177,000	17,400	909,800	870	870	-195,270	
35	2008/07/11	東工一白金	09:14	2009/04	6675	17,187,500				5	0	30						
36	2008/07/14	東工一金	09:46	2009/06	3338	16,690,000				5	0	35						
37	2008/07/14	東工一白金	09:53	2009/06	6523	17,307,500	5 仕			0	30	227,500	76,000	985,800	3,800	3,800	147,700	
38	2008/07/16	東工一白金	09:59	2009/06	6674	3,237,000				1	0	31						
39	2008/07/16	東工一白金	09:59	2009/06	6675	12,950,000				4	0	35						
40	2008/08/04	東工一白金	10:56	2009/06	5667	13,917,500	6 仕			0	30	-3,600,000	73,000	1,056,800	3,650	3,650	-3,676,650	
41	2008/08/05	東工一金	15:22	2009/06	3109	15,545,000	5 仕			0	25	-1,145,000	87,000	1,145,800	4,350	4,350	-1,236,350	
42	2008/08/05	東工一白金	10:27	2009/04	5623	13,307,500	5 仕			0	20	-3,880,000	70,000	1,215,800	3,500	3,500	-3,953,500	
43	2008/08/12	東工一金	09:22	2009/06	2227	14,635,000	5 仕			0	15	-920,000	83,500	1,299,300	4,175	4,175	-7,920,765	
44	2008/08/12	東工一金	09:30	2009/06	2224	14,620,000	5 仕			0	10	-935,000	83,500	1,382,800	4,175	4,175	-8,943,440	
45	2008/08/12	東工一白金	09:30	2009/06	5283	2,641,500	1 仕			0	9	-595,500	13,700	1,396,500	685	685	-609,885	

先物)

表一 分析玉建

(全件に判定) すべて有、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し、リト:約定日+商品納期+場所+免注日時+登録No。

2 / 2 頁 v6. 8

手数料計：1,468,300(損金に対する手数料の割合：9.50%) 手数料総計：1,541,715(損金の手数料割合：9.98%)

總盈損益計： -13,913,500

別紙2

建玉分析表

特定売買判定方法:ルックアヘッド(金件に判定)成立日:不0、直規無、結済単独、ルート:成立時開+選択+ルックアヘッド+登録番号

1/1頁 01

No.	成立日	経路名	値段	手数料	元	委託・玉	貢	手数料	スワップ	手数料	手数料	差益
1	2008/04/30	USD/JPY	103.9200				0	1				5,186,000.00
2	2008/04/30	AUD/JPY	97.0500				2	0	3	9,705,000.00		
3	2008/04/30	EUR/JPY	161.8				1	0	4	8,050,000.00		
4	2008/05/14	GBP/JPY	203.61				1	0	5	10,160,500.00		
5	2008/05/14	NZD/JPY	79.91				3	0	8	11,866,500.00		
6	2008/05/14	CAD/JPY	104.31				3	0	11	15,666,500.00		
7	2008/05/26	AUD/JPY	98.11				2	0	13	9,911,000.00		
8	2008/05/30	EUR/JPY	163.99				1	0	14	8,199,500.00		
9	2008/06/12	USD/JPY	107.31				2	0	16	10,731,000.00		
10	2008/06/12	NZD/JPY	100.79				0	14	10,019,000.00	166,300.00	12,000.00	13,200.00
11	2008/06/12	EUR/JPY	80.98				3	0	17	12,147,000.00		
12	2008/06/12	CAD/JPY	105.12				3	0	20	15,768,000.00		
13	2008/06/12	AUD/JPY	165.3200	1決			0	19	8,316,000.00	116,500.00	10,000.00	7,890.00
14	2008/06/18	USD/JPY	102.03				2	0	21	10,203,000.00		
15	2008/06/28	AUD/JPY	103.49	2決			0	19	10,349,000.00	146,000.00	12,000.00	13,730.00
16	2008/06/28	EUR/JPY	81.74				2	0	21	8,174,000.00		
17	2008/06/28	GBP/JPY	169.12				1	0	22	8,456,000.00		
18	2008/06/15	AUD/JPY	103.13				3	0	25	15,469,600.00		
19	2008/06/15	GBP/JPY	211.61				1	0	26	10,580,500.00		
20	2008/07/15	CAD/JPY	105.34				3	0	29	15,801,000.00		
21	2008/07/15	CHF/JPY	104.49				2	0	31	10,449,000.00		
22	2008/07/17	EUR/JPY	166.37				1	0	32	8,313,600.00		
23	2008/06/08	GBP/JPY	212.24	1決			0	31	10,612,000.00	31,500.00	10,000.00	30,395.00
24	2008/06/08	CAD/JPY	103.92	3決			0	28	16,588,000.00	-58,500.00	18,000.00	-70,095.00
25	2008/06/13	USD/JPY	108.5	2決			0	26	10,860,000.00	20,000.00	5,340.00	104,840.00
26	2008/06/13	GBP/JPY	205.37	1決			0	25	10,268,500.00	-	78,000.00	16,185.00
27	2008/06/13	EUR/JPY	161.69	1決			0	24	8,084,300.00	-5,500.00	10,040.00	-5,460.00
28	2008/06/01	USD/JPY	108.61	1決			0	23	5,430,500.00	234,500.00	0.00	224,500.00
29	2008/06/01	CAD/JPY	158.94	1決			0	22	7,847,000.00	-366,600.00	10,000.00	-376,500.00
30	2008/06/01	EUR/JPY	152.08	1決			0	21	7,604,000.00	-552,900.00	10,000.00	3,045.00
31	2008/06/01	AUD/JPY	86.29	2決			0	19	8,628,000.00	-1,076,000.00	12,000.00	13,460.00
32	2008/06/10	AUD/JPY	86.29	3決			0	16	12,943,500.00	-2,526,000.00	20,190.00	-2,522,810.00
33	2008/06/10	NZD/JPY	71.65	3決			0	13	10,747,500.00	-1,239,000.00	18,000.00	19,410.00
34	2008/06/10	NZD/JPY	71.65	3決			0	10	10,747,500.00	-1,398,500.00	18,000.00	19,410.00
35	2008/06/10	USD/JPY	71.65	2決			0	8	7,165,000.00	-1,009,000.00	12,000.00	12,940.00
36	2008/06/10	CHF/JPY	100.16	3決			0	5	16,027,000.00	-741,000.00	18,000.00	7,815.00
37	2008/06/10	CAD/JPY	100.18	3決			0	2	15,027,000.00	-774,000.00	18,000.00	7,815.00
38	2008/06/10	CHF/JPY	95.05	2決			0	0	9,605,000.00	-944,000.00	12,000.00	2,590.00
										-10,097,500.00	256,000.00	-10,182,560.00

手数料計: 256,000.00 手数料比率: 0.00% (決済件数) 特定売買内訳 (新規19件の内: 直し0件、追訛0件、戻済0件) (決済19件の内: 直し0件、不振0件)

差益

差引損益

手数料

売買損益状況表

(円)

銘柄	取引期間	売買差金	手数料	実現スワップ	差引損益金
米ドル／円	08.04.30～08.09.01	353,500	30,000	5,840	329,340
ユーロ／円	08.04.30～08.09.05	▲ 1,107,500	40,000	21,075	▲ 1,126,425
豪ドル／円	08.05.14～08.09.10	▲ 3,288,000	54,000	65,580	▲ 3,276,420
英ポンド／円	08.05.14～08.08.13	109,500	20,000	24,070	113,570
イスラエル／円	08.07.15～08.09.10	▲ 944,000	12,000	2,580	▲ 953,420
NZドル／円	08.05.14～08.09.10	▲ 3,647,500	48,000	51,760	▲ 3,643,740
カナダドル／円	08.05.14～08.09.10	▲ 1,573,500	54,000	22,035	▲ 1,605,465
合計	08.04.30～08.09.10	▲ 10,097,500	258,000	192,940	▲ 10,162,560
				月末スワップ金利	1,428,635
				差引損益金総合計	▲ 8,733,925
 月末スワップ金利					
	08.04.30	2,680			
	08.05.30	174,925		入金合計	20,000,000
	08.06.30	295,005		出金合計	11,266,075
	08.07.31	520,190		差引入金	8,733,925
	08.08.29	435,835			
	合計	1,428,635			

これは正本である。

平成 24 年 11 月 2 日

東京地方裁判所民事第49部

裁判所書記官 鈴

木

哲

雄

